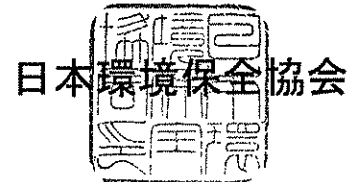


平成 19 年 5 月 21 日

プラスチック製容器包装に係る再商品化手法の検討についての要望



1. 材料リサイクルの位置付けについて

リサイクルの一般的な概念は、不用品・廃棄物を再生利用することであり、繰り返し使用可能な物に再生することで消費者の理解が得られ、資源の有効利用に繋がることから、材料リサイクルは循環型社会の構築に最も適した有効かつ合理的な手法である。

このことから、材料リサイクルが優先的に扱われるよう要望致します。

2. 指定法人が行う再商品化事業者の入札選定方法について

既に、材料リサイクル再商品化事業者の生産能力は過剰になっており、しかも、今後共参入する事業者は増加する傾向にある。

そのような状況から、現在の入札選定方法のままでは、再商品化のコストに見合う適正な価格と落札量の確保に困難を来すものと思われる。

材料リサイクルの中でも、再商品化製品の出荷形態（ペレット・フラフ・フレーク・最終製品）や残渣の処理方法（単純焼却・RPFによる熱利用など）によって、生産コストや製品の品質および資源の再利用に差違が生じている。

このことから、循環型社会形成推進基本法等関連法の趣旨を理解し、材料リサイクルに真面目に取り組んでいる業者が存続できるよう要望致します。

3. 再商品化製品の品質基準について

（財）容器包装リサイクル協会の平成 19 年度ガイドラインでは、――

- ・水分：10%以下（平成 20 年度より 3%以下とする予定）
- ・塩素分：0.6%以下
- ・主成分：1 回/3 月毎に測定して半期報告と合わせて協会に測定値を報告――とされている。

現在でも材料リサイクル再商品化事業者は品質並びに収率の向上を目指し、設備や工程管理等の改善に日々努力しており、より厳しい基準に耐え得る用意がある。

しかしながら、万一、極端に品質基準が厳しく設定された場合、今日までに蓄積した技術・知識をもってしても、適正なりサイクル事業の推進を図るうえで早急には対応できない恐れがある。

つきましては、適切に達成可能な高水準基準値として次のように要望致します。

平成20年度～

- ・水分 : 3%以下
- ・塩素分 : 0.3%以下
- ・主成分 : 90%以上

以上